

平成 31 年 4 月 1 日

建設業者 様

総務部
法制契約課長

那覇市建設工事請負契約約款の一部改正について（通知）

平素は、本市の入札・契約制度にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。平成 31 年 4 月 1 日付けで那覇市建設工事請負契約約款を改正いたしましたので、下記の通り通知します。

記

1 今回の主な改正箇所

- (1) 契約締結後の「請負代金内訳書」において、法定福利費を明示する（第 3 条）
- (2) 仲裁合意書の様式の添付（第 5 3 条）

2 施行年月日 平成 3 1 年 4 月 1 日

3 適用時期

平成 3 1 年 4 月 1 日以降に締結する契約から適用

4 概要

- ① 契約締結後、必要がある場合のみ、工事担当課から工程表とあわせて請負代金内訳書（別紙 1）の提出を求めます。求められた場合は速やかに工事担当課にご提出下さい。
- ② 提出していただく「請負代金内訳書」の内容は、設計書等に基づき、様式を適宜修正して作成してください。
- ③ なお、今回の改正に伴い「請負代金内訳書」には、法定福利費を記述する欄があるため、該当工事が必要となる法定福利費を計算し、記入してください。

④契約締結時に仲裁合意書の様式に記名・押印のうえ提出してください。

5 法定福利費の計算について

以下に表示している国土交通省ホームページを参照してください。

○建設業における社保加入対策について

<http://www.mlit.go.jp/common/001199284.pdf>

○「法定福利費を内訳明示した見積書」について

<http://www.mlit.go.jp/common/001157839.pdf>

○標準約款の改正

<http://www.mlit.go.jp/common/001208407.pdf>

問い合わせ先 総務部 法制契約課 工事契約G

TEL : 098-951-3253